

# 通所介護 西山苑

## 重要事項説明書

### (介護予防型通所サービス)

当事業所はご契約者に対して介護予防型通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

#### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
5. 苦情の受付について(契約書第22条参照)	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 西山苑  
(2) 法人所在地 茨城県常陸太田市木崎二町937番地の2  
(3) 電話番号 0294-72-3500 FAX 0294-72-3915  
(4) 代表者氏名 理事長 荷見 源 成  
(5) 設立年月 昭和46年5月14日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防型通所サービス）  
(2) 事業所の目的 \*当事業所は特別養護老人ホーム西山苑に併設されています。  
介護予防型通所サービスは、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、ご契約者の心身機能の維持回復を図り、もってご契約者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的としてサービスを提供します。  
(3) 事業所の名称 ます。  
(4) 事業所の所在地 通所介護 西山苑  
(5) 電話番号 茨城県常陸太田市木崎二町937番地の2  
0294-72-4221  
(6) 事業所長(管理者)氏名 柏 保 男  
(7) 当事業所の運営方針  
“みんなが家族でありたい  
支えあい 共に生きてゆきたい”  
地域と共に歩む ふれあいの施設をめざして  
(8) 開設年月 平成18年4月1日  
(9) 通常の事業の実施地域 常陸太田市全域  
(10) 営業日及び営業時間

営 業 日	月 ~ 土
受 付 時 間	月～土 午前8時00分～午後6時00分
サービス提供時間	月～土 午前9時00分～午後4時00分

- (11) 利用定員 25人

### 3. 職員の配置状況

当事業所が提供する介護予防型通所サービスの職員配置は、指定基準を遵守しています。

#### <主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間：午前8時00分～午後5時00分 *原則として1名の職員が勤務します。
2. 介護職員	勤務時間：午前8時00分～午後5時00分 *原則として定員25名に対して職員が3名以上勤務します。
3. 看護職員	勤務時間：午前8時00分～午後5時00分 *原則として1名の職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	勤務時間：毎日(専ら)午後1時30分～3時30分

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2)利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

#### (1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割又は8割)が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①食事(但し、食材料費・調理費・光熱費等は別途いただきます。)

- ・ 当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 午前11時50分～午後0時30分

##### ②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行ないます。

##### ③排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行ないます。

#### ④アクティビティの実施

- ・ 多種多様なレクリエーションを行ないます。

〈サービスの利用料金（1回あたり）〉

- ① 別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度により定められたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた自己負担額1割（2割又は3割）をお支払いいただきます。
- ② 別紙の料金表の中で各種加算算定においては、一定の要件を満たす場合、又は、一定の要件を満たしかつ契約者の同意が得られた場合にサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた自己負担額1割（2割又は3割）をお支払いいただきます。  
介護職員処遇改善加算Ⅲ（自己負担額 月のサービス利用料×8.0%）を算定させていただきます。
- ③ 事業対象者以外のご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払頂きます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ④ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途頂きます。（下記（②）①参照）
- ⑤ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### (2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

##### ①食事の提供

ご契約者に提供する食事（食材料費・調理費・光熱費等）にかかる費用です。

料金:1回あたり600円

##### ②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をご負担いただきます。

料金:実施地域の境界より利用者宅まで送迎距離1キロメートル毎に30円

##### ③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金:材料代等の実費をご負担いただきます。

##### ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金:1枚につき10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

オムツ代：尿とりパット 1枚につき 25円  
はくパンツ 1枚につき135円  
紙オムツ 1枚につき 90円

☆ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変化の内容と変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、原則銀行口座引き落としにより、指定期日までにお支払い下さい。

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：筑波銀行、常陽銀行、水戸信用金庫、その他

(4)利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防型通所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

(職名) 理学療法士 小林 定

○受付時間

月～土曜日 午前8時～午後5時

(2)行政機関その他苦情受付機関

常陸太田市高齢福祉課 苦情相談窓口	所在地 常陸太田市金井町3690 電話番号 72-3111 受付時間 AM8:30～PM5:15
茨城県国民健康保険団体 連合会苦情相談窓口	所在地 水戸市笠原町978番26 電話番号 029-301-1565 受付時間 AM9:00～PM5:00
茨城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 水戸市千波町1918 電話番号 029-305-7193 受付時間 AM8:30～PM5:00

令和 年 月 日

介護予防型通所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

通所介護 西山苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防型通所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代理者住所

氏名

印

\*この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項を説明するために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造                      鉄筋コンクリート3階建      (1階部分使用)
- (2) 建物の延べ床面積      5061.26㎡                              (391.4㎡)
- (3) 事業所の周辺環境

JR常陸太田駅に近く、田園地域に接しています。ホールは西南東に向き、窓を大きくとった、冷暖房完備の快適な環境です。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種、職務内容>

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行ないます。  
3名の生活相談員を配置しています。

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行ないます。  
5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行ないますが、日常生活上の介護、介助等も行ないます。  
2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。  
2名の機能訓練指導員を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス・支援計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。  
(契約書第3条参照)

① 地域包括支援センターにより作成された「介護予防サービス・支援計画」により、介護予防通所介護計画について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。



② 介護予防型通所サービス計画は、介護予防サービス・支援計画が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、介護予防型通所サービス計画を変更いたします。



③ 介護予防型通所サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「介護予防サービス・支援計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ① 要支援認定を受けている場合

- 地域包括支援センターの紹介等、必要な支援を行ないます。
- 介護予防型通所サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いただきます。

(償還払い … 5頁参照)



介護予防サービス・支援計画の作成



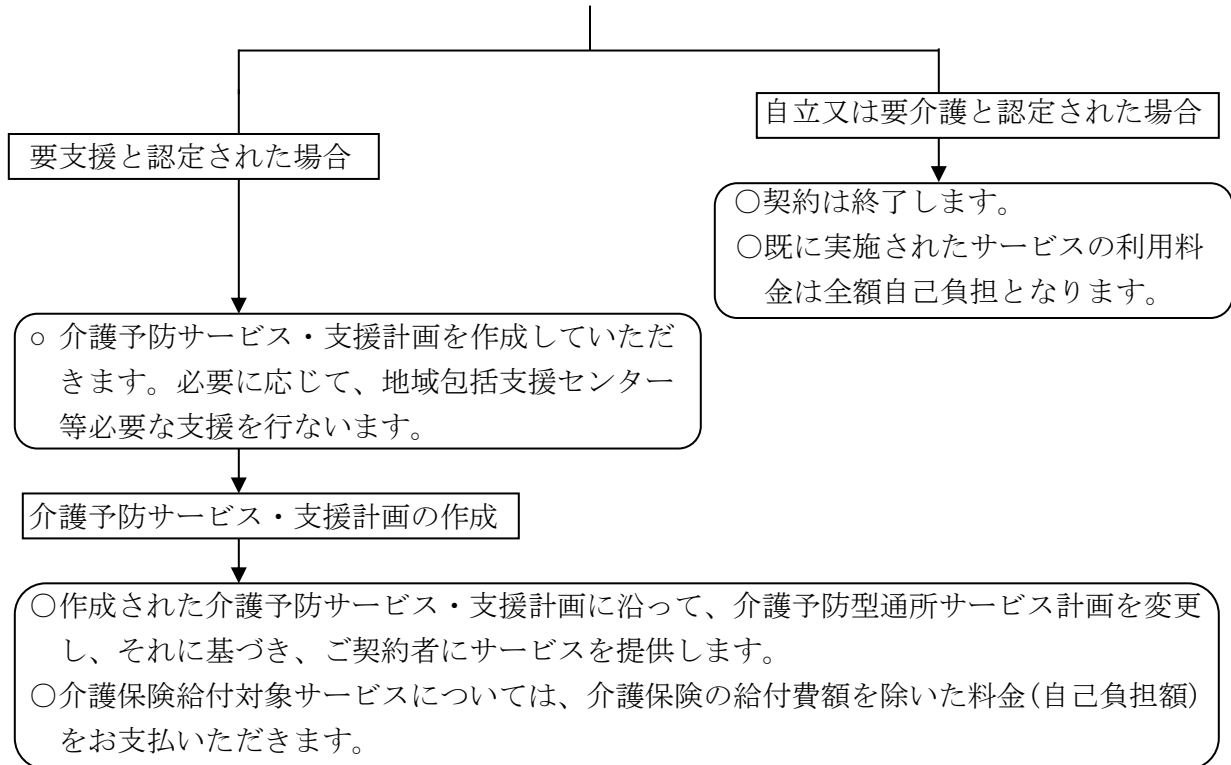
- 作成された介護予防サービス・支援計画に沿って、介護予防型通所サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いただきます。



②要支援認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行ないます。
- 介護予防型通所サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。

(償還払い … 5頁参照)



#### 4. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど・契約書第10条・第11条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
  - ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には・医師又は看護職員と連携の上ご契約者から聴取、確認します。
  - ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して定期的に避難救出その他必要な訓練を行ないます。
  - ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともにご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行なう等必要な処置を講じます。
  - ⑥(守秘義務) 事業者及びサービス従業者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行なう際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

##### (1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条、第13条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を破損したり、汚損した場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません。

##### (2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

#### 6. 損害賠償について(契約書第14条、第15条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合に、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合(契約書の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第17条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が非該当又は要介護と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第18条、第19条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ ご契約者の「介護予防サービス・支援計画」が変更された場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第20条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第17条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めます。